

中央区在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 中央区における在宅医療と介護の連携を推進するため、地域の課題に対して関係者が意見交換を行い、対応策を検討することを目的として、中央区在宅医療・介護連携推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療・介護連携の推進に関する意見交換
- (2) 医療、介護関係機関の連携にかかる情報共有
- (3) 地域への普及啓発等にかかる協力
- (4) その他在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、在宅医療及び介護に係る別表の関係機関・団体によって構成する。ただし、必要があると認めるときは、他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営)

第4条 協議会の運営は、中央区役所保健子育て課で行う。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

一般社団法人 大阪市中央区東医師会
一般社団法人 大阪市中央区南医師会
一般社団法人 大阪市東歯科医師会
大阪市南歯科医師会
中央区東薬剤師会
一般社団法人 中央区南薬剤師会
中央区介護事業者四者連絡会
中央区居宅介護支援事業者連絡会
中央区訪問介護事業者連絡会
中央区訪問看護事業者連絡会
中央区通所介護事業者連絡会
中央区地域包括支援センター
中央区北部地域包括支援センター
中央区オレンジチーム
社会福祉法人 大阪市中央区社会福祉協議会
中央区在宅医療・介護連携相談支援室
中央区在宅医療連携拠点
大阪市中央区役所